

平成２６年度 第３回生駒市障がい者地域自立支援協議会
会議録

開催日時	平成２６年１０月６日（月） 午後２時～午後４時
開催場所	生駒市役所 ４０１・４０２会議室
出席者 (委 員)	梅川会長、神澤副会長、関谷委員、辻村委員、吉田委員、安田委員、上村委員、幸元委員、新谷委員
欠席者	岩元委員
傍聴者	１名
事務局	障がい福祉課長 平尾、障がい福祉課課長補佐 鋤田、 障がい福祉課障がい福祉係長 坂田、障がい福祉課支援係長 石倉
案 件	(１) 第３期障がい者福祉計画に実績について (２) 第４期生駒市障がい者福祉計画案について
事務局	(開会) 第３回生駒市障がい者地域自立支援協議会の開催をお願いする。本日、傍聴の希望があり、傍聴していただく。開催に先立ち梅川会長にごあいさつをお願いする。
会 長	本日は台風など心配事がありましたが、無事協議会が開催できまして、また足元の悪い中、多数の委員のみなさまにご出席いただきましてありがとうございます。今回も生駒市としてどのようにしていくのか、みなさまからご意見をいただきまして、よろしくお願いします。
事務局	第３回生駒市障がい者地域自立支援協議会を開催する。 案件（１）障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告について、（２）第４期生駒市障がい者福祉計画案について、事務局から説明をお願いする。
事務局	【資料１ 障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書 の説明】
会 長	今報告があったが、何か意見等はないか。
委 員	社会福祉協議会です。５２ページ、権利擁護の件につきましては、認知度は確かに低いということで反省している。社協の広報媒体である社協だよりは全戸配付にはなっているが、なかなか見ていただいていないと感じている。このことは今後の検討課題だと思っている。しかし、相談者は徐々に人数が増えてきている。今日も一人来られていた。内容は、例えば、資金の管理。預金通帳からお金をおろすために同行したり、お金を使うため

	のプランニングなどを含め、徐々に増えていることをここで報告する。
会 長	確かに状況が悪化してきたら、後見人制度の方に行く人が多いので、その間をどうするのが、難しいとこだと思う。
委 員	成年後見のことについても、その延長線上にあるので、現在、検討委員会を開いており、早い時期にセンターを設置しないといけないと思っている。
会 長	他にはないか。
委 員	59ページ、学校で差別や偏見を感じる機会が、学校で多いということだが、知的の子ども、知的の大人、42.9%、32.4%、これは特別支援学校か市内の小中学校かどちらのことかわかるのか。
事務局	そこまではわからない。
会 長	時間的に、子どもは学校や施設にいる時間が長い。だから時間的なこともある。
委 員	知的の大人が学校でとは、過去においてそういうことがあったということか。
事務局	そうです。
会 長	アンケートというのは、ある程度まとまった項目でしか取れないので、あまり細かくすると、その解釈が難しく、資料が膨大になるということがある。
事務局	設問も、学校で、としているので、区別していない。
会 長	細かい部分を、今後どのように生かすのが課題である。 他にはないか。
委 員	アンケートは莫大な量で集計作業は困難だったと思うが、障がい者のいる家族からすれば、障がいの問題は、これで終わりというのではなく、次から次へと要望が出てくるので、この委員会でもそれぞれの立場において意見が違ふことがあるが、意見集約が難しいと思う。
会 長	このデータを基にして、その上での検討なので、少数意見も参考意見として生かされると思う。細部を決めるよりも、まずは大筋や方向を決め、その中から問題点を施設間で協議していく形でないとまとまりにくいと思う。この先数年間の事業なので、アンケートを基に考えていただき、次の

	ステップを踏んで進めたいと思う。
委 員	移動支援とはどういうサービスを指しているのか。利用しているサービスの中で移動支援を利用しているの件数が多かったと思うが。
事務局	介護保険と障害者総合支援法とのサービスの大きな違いは、まず、社会参加である。介護保険にはなく障がい福祉にあるサービス。社会参加目的に余暇支援をヘルパーとマンツーマンで外出するサービス。サービスを受ける対象の人は、知的の障がいの人、精神の障がいの人、身体１級の人、目の不自由な人。目の不自由な人には同行援護という違うサービスもある。日常生活上で必要不可欠なこと以外の外出でも大丈夫。本人のニーズどおりの数量を出すことはなくサービスの支給制限は行っている。
委 員	３３ページ、知的の子どもも結構利用している。子どもの場合でもそのサービスはあるのか。
事務局	原則は、幼児には支給していない。就学後の子どもが対象。
委 員	通所の時にバスを利用されるが、それと混同はないか。
事務局	ないと思う。
委 員	ひょっとして福祉センターやかざぐるまのバスの送迎を、移動支援と混同して答えていないのかと思ったのだが。
事務局	この設問は、福祉サービスを受けているかとしているので、受給者証を所持が前提である。生駒市で、児童発達支援の子どもは約２００人いるが、その人たちはほとんど手帳を所持していない。元々対象から除外しているので、療育手帳を所持している子どもと考えられる。
委 員	３６ページ、緊急時の預かり支援を希望する人の率が高い。このような質問をすれば、緊急時に預かって欲しいという答えが多数出てくると思う。これらのニーズに対しては、具体的にはどういう所がどういう風に答えたらいいのか。法人の場合は、緊急ショートステイの利用があるが、障がいのある子どもや大人の場合、これに答えるサービスは、今はないのか。
委 員	あけびで先月からショートステイを開始している。
事務局	奈良県では、登美学園が知的障がい児の宿泊付きのショートステイを行っている。そこは緊急の扱いなので、宿泊を伴わない預かりであれば、かざぐるまや無限など放課後等デイサービスを行っている。アンケートでは、奈良県の西部・北部では登美学園しか大きな施設はないため、使いづらい

	という意見はあった。かざぐるまでは、子どもの宿泊付きは、今はない。市内での宿泊付きは、これから身体障がいのあるあけびで充実してもらえと思う。
委 員	47ページ、災害時の避難で、一人で避難できるかという、できる人とできない人が半々で、できないのは子どもや障がい重い人は当然だと思うが、これの対策でイメージするのは、周囲の人に存在を知らせることや、支援できる人を近くにいたるよう準備しなければならない、と認識したらいいのか。
事務局	要援護者避難支援プランが市にある。自治会の協力において、避難の支援やそのことについての地域住民の理解、周知などのことである。
事務局	根本的に地域、自治会が中心となり、また、近所のつながりも必要になる。
会 長	他にはないか。 なければ、次の案件（2）を事務局から説明をお願いする。
事務局	【資料2 第4期生駒市障がい者福祉計画と旧ハートフルプランとの関係について の説明】 【資料3 第4期生駒市障がい者福祉計画案について の説明】
会 長	ただ今説明があったが、何か意見等はないか。
委 員	全体的に細かく新しい文面になっているが、6ページ、その他の医療費公費助成について、前回のハートフルプラン検討委員会では、障がい者も1診療500円自己負担という話があった。今回、「療育手帳A、A1、A2所持者の医療費は自己負担相当額を助成します」と書いているので、500円自己負担の話はなくなったと思うが、今後社会保障が増大する中においても、より効果的で継続的な支援ができるように取り組んでいきます、という文面には、将来的には1診療500円自己負担もあるという含みがあるのか。
事務局	含まれている。 この件は、市の財政事情も関係してくるが、今この会議において含まれていないとは断言できない。ただ、現時点で言えるのは、直ちに具体的な検討をするというようなことはない。将来という意味でこのような記載にさせもらった。
委 員	19ページ、就労支援の充実の中で、「企業等での就労が困難な障がい者に対する福祉的就労について、事業所等の協力を得て提供施設を開設する」と書いているが、例えば、山麓公園のモンベルのショップ開設はいつ頃か。

事務局	ショップは来年度着工、再来年度オープン予定。また、生活支援センター等に情報提供はしており、現在施設では一部受け入れは開始している。事業所指定も受けている。
委 員	活動機会の確保や就労支援は、障がいのある人にはとても重要な項目と考えるが、活動の機会の確保について、福祉有償運送のことを今回新しく記載しているが、従来からの事業であり特別新しい事業ではないのにも関わらずここに記載した背景は何か。
事務局	従来からの事業であり、前回のハートフルプラン策定時にも議論があり、また、福祉有償運送も障がい者福祉計画も障がい福祉課の担当のため、きっちり記載し周知するという趣旨である。
委 員	これらも情報提供になると思われるので、積極的に周知してほしいと思う。就労支援に関して、行政での受け入れ体制の説明があり、福祉的就労から一般就労へという文面があり、新たに書き加えられた部分は大切なところだと思う。本当に自立した生活を送ろうと思えば、機会や支援を得ながらとなる。一般就労に向け企業への協力依頼等の発信をしながら力を入れていただきたい。雇用の安定に関しては、雇用する企業にも就労生活の支援相談員の設置があると思うが、市だけではなく県レベルで、これらの情報発信を希望する。
事務局	福祉的就労を支える部分で、優先調達法も大事になると思うが、委員の意見どおり一般就労への移行は国の基本方針でもあるので、これについては力を入れていきたいと思う。山麓公園での事業も実現に向けて進むとは思いますが、まだ軌道に乗っていない。
委 員	受け入れ先の絶対数が少ない。
事務局	企業では、法定雇用率が決まっているので、企業も雇用に対しての意識は働くが、生駒市は大きい企業が少ないため、商工会議所等を通じて雇用促進等に関する啓発も必要と考えている。
委 員	6 ページ、医療費公費助成について、前回のハートフルプランにもあったが、「また、今後、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担金に対する助成をすすめていきます」と新たに記載している。9 月議会で請願したが、早期実施を希望する。
事務局	9 月議会で採択されたので、議会の意志でもあると受け止めている。ただ、今すぐに実施することは難しい。近づけるよう準備をすすめる。

委 員	心身障がい者は、「身体障害者手帳１級・２級、療育手帳Ａ・Ａ１・Ａ２」と記載があるが、精神障がい者の等級は関係ないのか。
委 員	等級が違う。
委 員	全等級受けられると解釈すればいいのか。
委 員	いいえ、９月議会での請願は、県が決めた１級・２級を対象にして欲しいということである。
委 員	生駒市は未決定なのか。
委 員	生駒市の９月議会では、全会一致で賛成いただいたが、この結果を行政や首長がされるのか、まだ回答はもらっていない。
委 員	生駒市は未決定なのか。
事務局	正確に申し上げると、精神障がい者１級・２級・３級とあるが、１級から実施するということである。 時期は来年度６月以降実施で考えている。請願で１級・２級で採択されたので、内容を踏まえ拡大していくように検討を進めていきたい。
委 員	５ページ、市立病院の開院に伴い、従来の記載を変更しているが、地域完結型医療とはどういうことをイメージしているのか、きちっと定義しておかないといけないと思う。その地域については、生駒市内で完結すると狭くとらえるといけないのではないのか。医療圏は広いし、都道府県を越えて自由に行き来している。そのあたりで、狭い意味にならないように、どこかで共通理解しておかないといけないのではという気がする。 次に、従来の記載では「地域連携室を設置し、障がい者生活支援センターや地域包括支援センター…」という文面があった。今回はそれを抜いた。 「周辺の地域医療機関との病診連携や病病連携を推進します」とは、医療サイドの話であり、ここの文脈は、「退院後も継続して医療や介護、福祉サービス等を必要とする…」「退院後の在宅生活をスムーズに送れる…」という記載になっている。承知のように、今度、医療と介護の連携をするための法律ができ、国や県もその法律に基づいて計画を立てているので、この生活支援センターや地域包括支援センターを削除したのには何か特別な意図があるのか。医療については、当然医療の必要な人には、病診連携や病病連携という仕組みの中でケアをしないとイケないが、生活の継続性となってくると、介護や福祉のつながりをどうするのか、表現に工夫があってもいいと思う。 もう一点は、７ページ、保育園における障がい保育事業の記載に「保育園、学童保育で行う保育は可能であるが家庭の状況により保育に欠ける障がい

	を有する児童を保育園等で受け入れ」とあるが、少しわかりにくい。今は「保育に欠ける」とは表現しない。「保育を必要とする」という表現に変わっているので、わかりやすい文面をお願いします。
事務局	指摘された文面に関しては、検討し次回に提示したい。 地域完結型医療については、生活支援センターや地域包括支援センターを削除しているが、意図はない。病院部局と再度調整する。
事務局	保育園等の部分も同様である。
会 長	他にご意見等はないか。 ないようなら、基本的な線はこの案を認めるということとして、細部の文面は次回以降の課題でいいか。
委 員	【承認】
会 長	事務局から連絡事項をお願いします。
事務局	次回、第4回の開催は11月26日(水)、市役所401・402会議室、午後2時から4時を予定。
事務局	【第2回協議会会議録の訂正の有無確認】
会 長	これにて、第3回生駒市障がい者地域自立支援協議会を終了する。 (終了)